

# 第 1 0 次 鳥 獣 保 護 事 業 計 画 書

平成 1 9 年 (2007年) 4 月 1 日から

5 年間

平成 2 4 年 (2012年) 3 月 3 1 日まで

山 口 県

## 目次

第一	計画の期間	1
第二	鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1	鳥獣保護区の指定	1
(1)	方針	1
	指定に関する中長期的な方針	
	指定区分ごとの方針	
(2)	鳥獣保護区の指定等計画（第1表）	3
	鳥獣保護区の指定計画	
	集団繁殖地の保護区（第2表）	4
	既設鳥獣保護区の変更計画（第3表）	4
2	特別保護地区の指定	6
(1)	方針	6
	指定に関する中長期的な方針	
	指定区分ごとの方針	
(2)	特別保護地区指定計画（第4表）	7
(3)	特別保護地区の指定内訳（第5表）	8
3	休猟区の指定	9
(1)	方針	9
(2)	休猟区指定計画（第6表）	9
4	鳥獣保護区の整備等	12
(1)	方針	12
(2)	整備計画	12
	管理施設の設置（第7表）	12
	利用施設の整備計画（第8表）	12
	調査、巡視等の計画（第9表）	12
第三	鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	13
1	鳥獣の人工増殖	13
(1)	方針	13
(2)	人工増殖計画（第10表）	13
2	放鳥獣	13
(1)	方針	13
(2)	放鳥計画及び種鳥の入手計画（第11表、第12表）	14
第四	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	15
1	鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	15
(1)	許可しない場合の基本的考え方	15
(2)	許可する場合の基本的考え方	15
(3)	わなの使用に当たっての許可基準	16

(4) 許可に当たっての条件の考え方	-----	16
(5) 許可権限の市町長への委譲	-----	16
(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	-----	16
(7) 捕獲物又は採取物の処理等	-----	17
(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	-----	17
(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	-----	17
2 学術研究を目的とする場合	-----	17
(1) 学術研究	-----	17
(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）	-----	18
3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	-----	18
(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	-----	18
(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成	-----	18
予察表	-----	19
被害発生予察地図	-----	19
予察表に係る方針等	-----	19
(3) 鳥獣の適正管理の実施	-----	19
方針	-----	19
防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画（第13表）	-----	19
(4) 有害鳥獣の捕獲についての許可基準の設定	-----	20
方針	-----	20
許可基準	-----	20
(5) 有害鳥獣捕獲の適性化のための体制の整備等	-----	24
方針	-----	24
捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域（第15表）	-----	24
指導事項の概要	-----	24
4 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	-----	25
(1) 許可対象者	-----	25
(2) 鳥獣の種類・数	-----	25
(3) 期間	-----	25
(4) 区域	-----	25
(5) 方法	-----	25
5 その他特別の事由の場合（第16表）	-----	26
(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	-----	26
(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	-----	26
(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	-----	26
(4) 愛がんのための飼養の目的	-----	27
(5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	-----	27
(6) 鵜飼漁業への利用	-----	28
(7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	-----	28
(8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的	-----	28

第五	特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限禁止区域及び猟区に関する事項	-----	29
1	特定猟具使用禁止区域の指定	-----	29
	(1) 方針	-----	29
	(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画(第17表)	-----	30
	(3) 特定猟具使用制限区域指定内訳(第18表)	-----	31
2	特定猟具使用制限区域	-----	32
	(1) 方針	-----	32
3	猟区設定のための指導	-----	33
	(1) 方針	-----	33
	(2) 設定指導の方法	-----	33
第六	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項	-----	34
1	特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針(第20表)	-----	34
第七	鳥獣の生息状況の調査に関する事項	-----	35
1	基本方針	-----	35
2	鳥獣保護対策調査	-----	35
	方針	-----	35
	(1) 鳥獣生息分布調査	-----	35
	(2) 希少鳥獣等保護調査(第21表)	-----	35
	(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査(第22表)	-----	36
	(4) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査(第23表)	-----	36
3	狩猟対策調査	-----	37
	方針	-----	37
	(1) 狩猟鳥獣生息調査(第24表)	-----	37
	(2) 放鳥効果測定調査(第25表)	-----	37
	(3) 狩猟実態調査(第26表)	-----	37
4	有害鳥獣対策調査	-----	38
	(1) 方針	-----	38
	(2) 調査の概要(第27表)	-----	38
第八	鳥獣保護事業に関する啓発に関する事項	-----	39
1	鳥獣保護思想の普及	-----	39
	(1) 方針	-----	39
	(2) 事業の年間計画(第28表)	-----	39
	(3) 愛鳥週間行事等の計画(第29表)	-----	39
2	野鳥の森等の整備(第30表)	-----	39
3	愛鳥モデル校の指定	-----	40
	(1) 方針	-----	40
	(2) 指定期間	-----	40
	(3) 愛鳥モデル校に対する指導内容	-----	40
	(4) 指定計画(第31表)	-----	40

4	安易な餌付けの防止	-----	4 0
(1)	方 針	-----	4 0
(2)	年間計画（第32表）	-----	4 0
5	法令の普及徹底	-----	4 0
(1)	方 針	-----	4 0
(2)	年間計画（第33表）	-----	4 1
第九	鳥獣保護事業の実施体制に関する事項	-----	4 2
1	鳥獣行政担当職員	-----	4 2
(1)	方 針	-----	4 2
(2)	設置計画（第34表）	-----	4 2
(3)	研修計画（第35表）	-----	4 2
2	鳥獣保護員	-----	4 3
(1)	方 針	-----	4 3
(2)	設置計画（第36表）	-----	4 3
(3)	年間活動計画（第37表）	-----	4 3
(4)	研修計画（第38表）	-----	4 4
3	保護管理の担い手の育成	-----	4 4
(1)	方 針	-----	4 4
(2)	研修計画（第39表）	-----	4 4
(3)	狩猟者の減少防止対策	-----	4 4
4	鳥獣保護センター等の設置	-----	4 5
(1)	方 針	-----	4 5
(2)	鳥獣保護センター等の施設計画（第40表）	-----	4 5
5	取締り	-----	4 5
(1)	方 針	-----	4 5
(2)	年間計画（第41表）	-----	4 5
第十	その他鳥獣保護事業の実施のため必要な事項	-----	4 6
1	鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	-----	4 6
2	鳥獣の区分と保護管理の考え方	-----	4 6
(1)	希少鳥獣	-----	4 6
(2)	狩猟鳥獣	-----	4 6
(3)	外来鳥獣	-----	4 6
(4)	一般鳥獣	-----	4 6
3	狩猟の適正管理	-----	4 6
4	指定猟法禁止区域	-----	4 7
(1)	方 針	-----	4 7
(2)	指定計画	-----	4 7
	全体計画（第42表）	-----	4 7
	個別計画（第43表）	-----	4 7
	法第12条第2項に基づき指定する鉛製散弾使用禁止区域（第44表）	-----	4 7

5	鳥類の飼養の適正化	4 8
(1)	方針	4 8
(2)	飼養適正化のための指導内容	4 8
6	販売禁止鳥獣等	4 8
(1)	許可の考え方	4 8
(2)	許可の条件	4 8
7	傷病鳥獣救護の基本的な対応	4 8
(1)	傷病鳥獣の保護体制	4 8
(2)	救護個体の取扱い	4 9
8	人獣共通感染症への対応	5 0

鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、県民の生活環境を保持・改善するうえで欠くことのできない役割を果たすものである。

しかし、一方では、特定の鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害が深刻な状況にあることから、これら鳥獣の個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護管理が必要となっている。

こうした状況の下、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（以下、本計画において「法」という。）第4条の規定に基づき、鳥獣保護事業計画を次のとおり定め、人と鳥獣との共生及び生物多様性の保全を基本とした鳥獣保護事業を実施するものとする。

この事業計画に基づく事業の実施に当たっては、市町、関係団体等と連携の下に実施していく。

## 第一 計画の期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間とする。

ただし、本事業計画の記載事項のうち、新法に係る事項（特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、鳥獣保護区の保全事業に関する事項等）に関する記載事項は、改正法の施行期日（平成19年4月16日）から効力を発するものとする。

## 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

### 1 鳥獣保護区の指定

#### (1) 方針

指定に関する中長期的な方針

鳥獣は、自然を構成する大切な要素として自然生態系の維持に重要な役割を担っており、また、人間にとっても豊かな生活環境を形成する重要な要素である。このことから、鳥獣保護区の指定は、鳥獣の保護繁殖を図ることを目的として、鳥獣の捕獲を禁止しその安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、地域における生物多様性の保全に資するものである。

このため、1～9次鳥獣保護事業計画において、自然公園法等により保全されている地域で、鳥獣の保護繁殖上重要な地域について、鳥獣保護区の指定に努めてきたところであり、県内全域を網羅したところである。

第10次鳥獣事業計画（以下「本計画」という。）においては、引き続き次の区分に従って鳥獣保護区の継続を図るとともに、集団繁殖地の保護区については新規設定に努める。

また、希少な野生鳥獣の保護繁殖上必要な地域については、積極的に鳥獣保護区の指定に努めるものとする。

指定区分ごとの方針

#### 1) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保にも資するものとする。

指定に当たっては、大規模生息地の保護区を除き、森林面積がおおむね10,000haごとに一箇所を選定し、面積は300ha以上となるよう努めるものとする。

区域については、次の要件を満たすいずれかの地域から選定するものとし、その形状はできる限りまとまりをもった団地状となるよう、かつ、低山帯から高山帯まで偏りなく配置するよう努めるものとする。

(ア) 多様な鳥獣が生息する地域

(イ) 鳥獣の生息密度の高い地域

(ウ) 植生、地形等が鳥獣の生息に適している次のような地域

a) 天然林

b) 林相地形が変化に富む地域

c) 溪流又は沼沢を含む地域

d) 餌となる動植物が豊富な地域

2) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する渡り鳥及び海棲哺乳類（法第80条第1項の規定に基づき環境省令で規定されるものは除く。）の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼、岩礁等のうち必要な地域について、集団渡来地の保護区を指定する。

指定に当たっては、次の要件のいずれかを満たす地域のうち必要な地域について選定することとし、その際には鳥類の渡りのルート等を踏まえた配置となるよう配慮するとともに、採餌、休息又はねぐらとするための後背地、又は水面等も可能な限り含めるものとする。

(ア) 現在、県内において渡来する鳥獣の種数又は個体数の多い地域

(イ) かつて渡来する鳥類の種又は個体数が多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられるもの

3) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥類等の保護を図るため、島しょ、断崖、樹林、草原、砂地、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について鳥獣保護区を指定する。

指定に当たっては、採餌、休息、又はねぐらとするための後背地、水面等も可能な限り含めるものとする。

4) 希少鳥獣生息地の保護区

山口県が作成したレッドデータブックに掲載されている鳥獣の生息地であって、これらの鳥獣の保護上必要な地域については、必要に応じ、希少鳥獣生息地の保護区を指定する。

5) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊における鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、鳥獣保護区を指定する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)(面積: ha)

区分	鳥獣保護区 指定の目標	既設鳥獣 保護区(A)		本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						
				19年度	20	21	22	23	計(B)	19年度	20	21	22	23	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	44	48	箇所												
	面積	13,200	40,033	変動面積												
大規模生息地	箇所			箇所												
	面積			変動面積												
集団渡来地	箇所		5	箇所												
	面積		3,573	変動面積												
集団繁殖地	箇所			箇所			1		1							
	面積			変動面積			235		235							
希少鳥獣生息地	箇所		1	箇所												
	面積		202	変動面積												
生息地回廊	箇所			箇所												
	面積			変動面積												
身近な鳥獣生息地	箇所		26	箇所												
	面積		8,599	変動面積												
計	箇所		80	箇所			1		1							
	面積		52,407	変動面積			235		235							

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了 となる鳥獣保護区						計画期間中 の増減*	計画終了時の 鳥獣保護区**
19年度	20	21	22	23	計(D)	19年度	20	21	22	23	計(E)		
													48
													40,033
													5
													3,573
												1	1
												235	235
													1
													202
													26
													8,599
												1	81
												235	52,642

\* 箇所数についてはB-E  
面積についてはB+C-D-E  
\*\*箇所数についてはA+B-E  
面積についてはA+B+C-D-E

鳥獣保護区の指定計画

集団繁殖地の保護区

(第2表)

年 度	保護対象鳥獣名	鳥獣保護区指定所在地	鳥獣保護区予定名称	指定面積	指定期間	公有水面の占有率	備 考
平成21年度	カラスバト	下関市蓋井島	蓋井島鳥獣保護区	235ha	10年	15.7%	
合 計			1箇所				

既指定鳥獣保護区の変更計画

(第3表)

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備 考
				異動前 の面積	異動面 積	移動後 の面積			
平成19年度	森林鳥獣生息地	室津半島 鳥獣保護区	期間更新	ha 655	ha 0	ha 655	平成19年11月1日から 平成29年10月31日まで	鳥獣の保護繁殖	
	"	笠佐島 "	"	94	0	94	"	"	
	"	鑄銭司南 "	"	305	0	305	"	"	
	"	台 道 "	"	605	0	605	"	"	
	"	岐 波 "	"	812	0	812	"	"	
	"	歌 野 "	"	1,181	0	1,181	"	"	
	"	長 谷 "	"	300	0	300	"	"	
	集団渡来地	壁 島 "	"	300	0	300	"	"	
	身近な鳥獣生息地	む つ み "	"	67	0	67	"	"	
計		9 箇 所		4,319	0	4,319			

年 度	指定区分	鳥 獣 保 護 区 名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備 考
				異 動 前 の 面 積	異 動 面 積	移 動 後 の 面 積			
平成20年度	森林鳥獣生息地	根 笠 鳥獣保護区	期間更新	600	0	600	平成20年11月1日から 平成30年10月31日まで	鳥獣の保護繁殖	
	"	千坊大峯 "	"	330	0	330	"	"	
	"	宇 生 "	"	310	0	310	"	"	
	"	奈 古 "	"	910	0	910	"	"	
	"	東万倉、丸山ダム "	"	1,601	0	1,601	"	"	
	身近な鳥獣生息地	永 源 山 "	"	45	0	45	"	"	
	"	桑 山 "	"	67	0	67	"	"	
	計	7 箇 所		3,863	0	3,863			
平成21年度	森林鳥獣生息地	琴石山 鳥獣保護区	期間更新	26	0	26	平成21年11月1日から 平成31年10月31日まで	鳥獣の保護繁殖	
	"	霜 降 山 "	"	757	0	757	"	"	
	"	海 苔 石 "	"	759	0	759	"	"	
	身近な鳥獣生息地	峨 嵯 山 "	"	47	0	47	"	"	
		計	4 箇 所		1,589	0	1,589		
平成22年度	森林鳥獣生息地	鴻ノ峯 鳥獣保護区	期間更新	282	0	282	平成22年11月1日から 平成32年10月31日まで	鳥獣の保護繁殖	
	"	深 坂 "	"	315	0	315	"	"	
	身近な鳥獣生息地	仁保小学校 鳥獣保護区	期間更新	30	0	30	"	"	
	希少鳥獣生息地	牛 島 "	"	202	0	202	"	"	
		計	4 箇 所		829	0	829		
平成23年度	身近な鳥獣生息地	天神山 鳥獣保護区	期間更新	270	0	270	平成23年11月1日から 平成33年10月31日まで	鳥獣の保護繁殖	
	"	江 汐 "		346	0	346	"	"	
		計	2 箇 所		616	0	616		
合 計		2 6 箇 所		11,216	0	11,216			

## 2 特別保護地区の指定

### (1) 方針

指定に関する中長期的な方針

特別保護地区の指定は、鳥獣保護区の区域内において、多様な鳥獣の生息環境の確保を図るため、植生や鳥獣の餌生物等を含む生息環境を一体として保全する必要がある次のような地区を指定するものとする。

(ア)多様な生態系が存在し、多種多様な生物群集がみられる場所

(イ)貴重な鳥獣の渡来、生息する場所

指定区分ごとの方針

(ア)森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するものとし、指定箇所数の2分の1以上の地区につき、それぞれの面積の10分の1以上を指定するよう努めるものとする。

(イ)集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

(ウ)集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類等の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

(エ)希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要となる区域を広範囲に指定するよう努めるものとする。

(オ)身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定するものとする。

## (2) 特別保護地区指定計画

(第4表)(面積:ha)

区分	特別保護地区の目標	既設鳥獣保護地区(A)	本計画期間に指定する特別保護地区(再指定も含む)						本計画期間に区域拡大する特別保護地区					
			19年度	20	21	22	23	計(B)	19年度	20	21	22	23	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	24	15	箇所	2	1	2		5			(1)		(1)
	面積	4,003	652	変動面積	44	70	51		165			13		13
大規模生息地	箇所			箇所										
	面積			変動面積										
集団渡来地	箇所		3	箇所	1				1					
	面積		91	変動面積	2				2					
集団繁殖地	箇所			箇所										
	面積			変動面積										
希少鳥獣生息地	箇所		1	箇所			1		1					
	面積		202	変動面積			202		202					
生息地回廊	箇所			箇所										
	面積			変動面積										
身近な鳥獣生息地	箇所		14	箇所		1		1	2					
	面積		772	変動面積		47		21	68					
計	箇所		33	箇所	1	2	2	3	9			(1)		(1)
	面積		1,717	変動面積	2	44	117	253	437			13		13

本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定も含む)						計画期間中の増減*	計画終了時の特別保護地区**
19年度	20	21	22	23	計(D)	19年度	20	21	22	23	計(E)		
		1			1		2	1	2		5		15
		25			25		44	70	51		165	12	640
						1					1		3
						2					2		91
									1		1		1
									202		202		202
								1		1	2		14
								47		21	68		772
		1			1	1	2	2	3	1	9		33
		25			25	2	44	117	253	21	437	12	1,705

\* 箇所数についてはB-E  
面積についてはB+C-D-E

\*\*箇所数についてはA+B-E  
面積についてはA+B+C-D-E

## (3) 特別保護地区の指定内訳

(第5表)

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		備 考
	指定区分	鳥獣保護区名称	面積	指定期間	指定面積	指定期間	
平成19年度	集団渡来地	壁 島 鳥獣保護区	300 ha	平成19年11月1日より 平成29年10月31日まで	2 ha	平成19年11月1日より 平成29年10月31日まで	再指定
	計	1 箇 所	300		2		
平成20年度	森林鳥獣生息地	根 笠 鳥獣保護区	600	平成20年11月1日より 平成30年10月31日まで	2	平成20年11月1日より 平成30年10月31日まで	再指定
	"	千坊大峯 "	330	"	42	"	"
	計	2 箇 所	930		44		
平成21年度	身近な鳥獣生息地	峨 嵯 山 鳥獣保護区	47	平成21年11月1日より 平成31年10月31日まで	47	平成21年11月1日より 平成31年10月31日まで	再指定
	森林鳥獣生息地	霜 降 山 "	757	"	70	"	"
	"	羅 漢 山 "	1,381	平成17年11月1日より 平成27年10月31日まで	102	平成17年11月1日より 平成27年10月31日まで	区域変更
	計	3 箇 所	2,185		219		
平成22年度	森林鳥獣生息地	鴻ノ峯 鳥獣保護区	282	平成22年11月1日より 平成32年10月31日まで	4	平成22年11月1日より 平成32年10月31日まで	再指定
	"	深 坂 "	315	"	47	"	"
	希少鳥獣生息地	牛 島 "	202	"	202	"	"
	計	3 箇 所	799		253		
平成23年度	身近な鳥獣生息地	江 汐 "	346	平成23年11月1日より 平成33年10月31日まで	21	平成23年11月1日より 平成33年10月31日まで	再指定
	計	1 箇 所	346		21		
合 計		10 箇 所	4,560		539		

### 3 休猟区の指定

#### (1) 方針

狩猟鳥獣の保護繁殖を図るために、次により休猟区を指定するものとする。

- ・休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入込み等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定する。また、休猟区の指定に当たっては、各地域ごとに狩猟鳥獣の適正な生息数を維持する観点から、できる限り分布に偏りがないように配慮するものとする。なお、休猟区の指定期間満了後は、当該休猟区に隣接する地区を新たな休猟区に指定するよう努めるものとする。
- ・休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路、鉄道その他の現地で容易に確認できる区域線により指定するよう努める。
- ・休猟区の指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意し、また、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、休猟区においても特定計画に基づき特例鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進めるものとする。

#### (2) 休猟区の指定計画

(第6表)

年 度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積(ha)	指定期間(年)	備 考
平成19年度	周南市大字夏切	夏 切 休猟区	1,890	3	
	山口市徳地船路	日 暮 "	1,450	"	
	防府市大字奥畑、久兼	奥畑・久兼 "	1,079	"	
	阿東町大字嘉年上	嘉年上 "	883	"	
	宇部市大字小野、大字二俣瀬	小野・二俣瀬 "	1,790	"	
	宇部市大字吉部	吉 部 "	2,346	"	
	山陽小野田市大字埴生、福田	埴 生 "	905	"	
	美祿市伊佐町	伊佐東 "	986	"	
	長門市油谷河原、坂根	油谷河原・坂根 "	1,660	"	
	萩市三見	日尾山 "	1,060	"	
	萩市川上	寺屋敷 "	640	"	
	萩市大字上田万	江 崎 "	540	"	
	萩市大字上小川東分	小 川 "	660	"	
	萩市大字明木、佐々並	男 岳 "	2,087	"	
	阿武町大字惣郷	惣 郷 "	700	"	
	阿武町大字福田上	福 田 "	1,720	"	
	阿武町大字奈古字遠嶽	遠嶽山 "	855	"	
	計	17箇所	21,251		

年 度	休獵区指定所在地	休獵区名称	指定面積 (ha)	指定期間 (年)	備 考
平成20年度	周南市大字湯野	湯 野 休獵区	2,740	3	
	周南市大字大潮	円 山 "	1,700	"	
	下松市大字切山、山田、瀬戸	久 保 "	2,800	"	
	光市大字塩田、束荷	塩 田 "	500	"	
	山口市徳地伊賀地	伊賀地 "	1,534	"	
	阿東町大字地福上、徳佐下	大 森 "	2,168	"	
	美東町大字綾木、長田	美東南 "	1,513	"	
	長門市三隅上	三隅大谷山 "	1,696	"	
	計	8 箇 所	14,651		
平成21年度	周南市大字須々万奥	緑 山 休獵区	1,200	"	
	周南市大字金峰	白石岳 "	1,300	"	
	山口市陶、鑄銭司	陶・鑄銭司 "	2,331	"	
	山口市徳地堀	狗留孫山 "	1,990	"	
	阿東町大字生雲東分	千 頭 "	875	"	
	美祢市伊佐町	河原北 "	1,840	"	
	秋芳町大字嘉万、別府	秋芳北 "	2,410	"	
	下関市豊田町大字東長野、高山、 殿敷	豊ヶ岳 "	2,140	"	
	長門市俵山西	俵山西 "	990	"	
	萩市大字高佐下	高 佐 "	545	"	
	萩市大字須佐、弥富上	須佐・弥富 "	1,620	"	
	計	11 箇 所	17,241		

年 度	休猟区指定所在地	休猟区名称	指定面積 (ha)	指定期間 (年)	備 考
平成22年度	周南市高水	高水・呼坂 休猟区	1,300	3	
	山口市徳地柚木	滑 "	1,380	"	
	阿東町大字徳佐中	野道山 "	1,435	"	
	宇部市大字二俣瀬、大字東岐波	二俣瀬・岐波 "	2,270	"	
	宇部市大字船木	西万倉・船木 "	1,844	"	
	山陽小野田市大字山野井、福田	山野井 "	1,120	"	
	美祢市大嶺町、豊田前町	美豊東 "	1,214	"	
	長門市油谷伊上	油谷伊上 "	1,550	"	
	萩市三見	長木・足谷 "	380	"	
	萩市大字椿	南明寺山 "	690	"	
	萩市川上	碁盤ヶ嶽 "	1,563	"	
	萩市大字明木	小野山岳 "	1,580	"	
	計	12箇所	16,326		
平成23年度	周南市大字川上	川上 休猟区	1,150	3	
	周南市大字巢山	巢山 "	1,590	"	
	下松市大字来巻、河内、東豊井	来巻・下松 "	1,827	"	
	山口市徳地三谷	三谷東 "	1,838	"	
	阿東町大字蔵目喜	蔵目喜 "	1,476	"	
	美東町大字大田、綾木、真名	美東南西 "	2,151	"	
	下関市豊田町大字一ノ俣、稲見	勇山 "	1,100	"	
	長門市三隅下	三隅西 "	2,380	"	
	阿武町大字惣郷	惣郷 "	700	"	
	阿武町大字宇生賀	宇生賀 "	1,330	"	
	計	10箇所	15,542		
合 計	58箇所	85,011			

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

- ・管理施設の設置方針  
鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう標識等を設けるなど、管理のための施設を整備する。
- ・観察等利用施設の整備の方針  
鳥獣の観察に適する場所には、人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、観察路、観察舎等の利用施設の整備に努める。
- ・調査、巡視等管理の方針  
鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲の取締り等、採餌、営巣のための環境の維持等の観点から、必要に応じて、調査、巡視等の管理の充実に努める。
- ・保全事業に関する基本的な考え方  
鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が著しく悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認められる場合には、保全事業の実施等により生息環境の改善に努める。

(2) 整備計画

管理施設の設置

(第7表)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	計
標識類の整備	鳥獣保護区・特別保護地区 10箇所(制札・案内板)	鳥獣保護区・特別保護地区 10箇所(制札・案内板)	鳥獣保護区・特別保護地区 6箇所(制札・案内板)	鳥獣保護区・特別保護地区 7箇所(制札・案内板)	鳥獣保護区・特別保護地区 3箇所(制札・案内板)	鳥獣保護区・特別保護地区 36箇所(制札・案内板)

利用施設の整備計画

(第8表)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
その他の施設等の整備	むつみ鳥獣保護区 (巣箱、食餌食物植付け)	永源山鳥獣保護区 桑山鳥獣保護区 (巣箱、食餌植物植付け)	峨嵋山鳥獣保護区 (巣箱、食餌食物植付け)	仁保小学校鳥獣保護区 (巣箱、食餌食物植付け)	天神山鳥獣保護区 江汐鳥獣保護区 (巣箱、食餌食物植付け)

調査、巡視等の計画

(第9表)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
管理員等	箇所数	80(鳥獣保護区)	80	81	81	81
	人数	46(鳥獣保護員)	46	46	46	46
管理のための調査の実施	鳥獣保護員による巡回調査	鳥獣保護員による巡回調査	鳥獣保護員による巡回調査	鳥獣保護員による巡回調査	鳥獣保護員による巡回調査	

### 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

#### 1 鳥獣の人工増殖

##### (1) 方針

人工増殖の対象はキジ、ヤマドリとし、県の放鳥計画に見合う生産量の確保を目標として、山口県猟友会及びキジ、ヤマドリ生産者協議会を中心に、5カ年計画で人工増殖を図るほか野生化訓練をし、健全なキジ、ヤマドリの育成に努める。

なお、近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため、必要に応じて、野生から新たな個体の導入を図る。また、亜種間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする場所に生息する亜種と同亜種のもののみ対象とする。

##### (2) 人工増殖計画

(第10表)

年度	狩猟鳥獣		備考
	鳥獣名	指導方法	
平成19年度 ～ 平成23年度	キジ	県内の4名の生産者により、生産体制は確立されている。講習会や技術交換会を開催し、生産技術の向上を図る。	
	ヤマドリ	県内の4名の生産者により、生産体制は確立されている。講習会や技術交換会を開催し、生産技術の向上を図る。	

#### 2 放鳥獣

##### (1) 方針

キジについては、鳥獣保護区において、指定年度に種鳥として1箇所当たりおおむね50羽、休猟区において、指定年度に種鳥として1箇所当たりおおむね50羽、以後指定期間中毎年度、生息状況に応じて必要箇所に放鳥する。

ヤマドリについては、鳥獣保護区において、指定年度に種鳥として1箇所当たりおおむね30羽、以後指定期間中毎年度、生息状況に応じて必要箇所に放鳥する。

なお、放鳥は、鳥類の生息環境に適した場所、亜種間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する亜種と同一の亜種のみ放鳥する。

放鳥に際しての留意事項として、

a 放鳥に当たっては、必要に応じて、対象鳥類の生息状況や放鳥場所の環境等の事前調査及び放鳥後の追跡調査を実施すること。

b 放鳥後の追跡調査に当たっては、放鳥する個体に標識を付して、当該地域での定着状況を調査するものとする。

c 放鳥個体の定着率が低い場合にあつては、当該放鳥事業の見直しを行うとともに、必要に応じて放鳥場所の生息環境の整備や放鳥個体の野生順化などの事業の効果高めるための取組を行うこととする。

d 特有の生態系を有する島しょであつて、生態系保護上悪影響を及ぼすおそれのある場合には放鳥しないこと。

e 高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用のキジ及びヤマドリ等の生産者等に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて、放鳥事業実施の一時的な見合わせの必要性について検討する。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

(第11表)

種類名	放鳥の地域	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		合計	
		箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽
キジ	鳥獣保護区 休猟区 計	20		20		20		20		20		100	
		30		30		30		30		30		150	
		50	2,600	50	2,600	50	2,600	50	2,600	50	2,600	250	13,000
ヤマドリ	鳥獣保護区	10	350	10	350	10	350	10	350	10	350	50	1,750

(第12表)

種類名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	備 考
	委託生産	委託生産	委託生産	委託生産	委託生産	
キジ	羽 2,600	羽 2,600	羽 2,600	羽 2,600	羽 2,600	(社)山口県猟友会に委託
ヤマドリ	350	350	350	350	350	

#### 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

##### 1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

###### (1) 許可しない場合の基本的考え方

以下の場合にあっては、許可をしないものとする。

捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合

捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させるなど鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、人為的に導入された鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに人為的に導入された鳥獣の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合はこの限りではない。

鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させるなど、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることにより、それらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合

特定猟具（銃器、わな等）使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法第9条第3項第4号に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に著しい支障が生じる場合

法第36条及び同法施行規則（以下「規則」という。）第45条に危険猟法として規定される猟法。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。

###### (2) 許可する場合の基本的考え方

学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のものであって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害（以下第四において「被害」という。）が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行う。

特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣の共存をめざした科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とする。

また、鳥獣の愛がん飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲又は採取の規制の強化に努める。

1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合

2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合

3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合

4) 愛がんのための飼養の目的

個人が自らの慰楽のために飼養する目的で捕獲する場合

5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

- 鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合
- 6) 鵜飼漁業への利用  
鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウ又はカワウを捕獲する場合
  - 7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的  
伝統的な祭礼行事等に用いる場合
  - 8) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的  
環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合など。
- (3) わなの使用に当たっての許可基準  
わなを使用した捕獲許可申請にあつては、以下の基準を満たすものとする。
- (ア) 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（ウ）の場合を除く）
- 1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。
  - 2) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。
- (イ) イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合  
くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。
- (ウ) ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合  
はこわなに限る。
- (4) 許可に当たっての条件の考え方  
捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量及び見回りなどについて付す。  
特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。
- (5) 許可権限の市町長への委譲  
知事の権限に属する種の鳥獣の捕獲許可に係る事務については、当該種の生息数及び分布等を踏まえた広域的な見地からの必要性並びに市町における鳥獣の保護管理の実施体制の整備状況等を勘案し、対象とする市町や種を限定した上で、適切に市町長に委譲され、円滑に制度の運営が図られるよう努める。  
また、(9)に示す場合及び法第12条に基づき狩猟の禁止又は制限がなされている絶滅のおそれのある地域個体群についての捕獲許可に係る権限を市町長に委譲する場合等、委譲後特に慎重な保護管理が求められる場合については、当該市町における十分な判断体制の整備等に配慮する。  
知事は、捕獲許可に係る権限を市町長に委譲する場合は、法、規則、法第3条に基づき定められる基本指針及び当計画に従った適切な業務の施行及び知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言するものとする。  
なお、捕獲等又は採取等を行う区域が多数の市町に及び、多数の申請が必要になる場合には、市町間の連携を図るなどにより制度の合理的な運用を図り、申請者に手続上過度の負担を課すことにならないよう配慮するものとする。
- (6) 捕獲実施に当たっての留意事項  
捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせる。  
また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。  
法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行う（ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標

識を装着できない場合にあっては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする)。ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマが脱出可能な脱出口を設けたはこわなや囲いわなの使用に努めるよう指導する。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努める。

#### (7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導する(適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として、規則第19条で定められた場合を除く。)

さらに捕獲物等が、鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育などに利用できる場合は、努めてこれを利用するよう指導する。また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、クマ類及びカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標(製品タグ)の装着により、国内で適法捕獲された個体であることを明確にさせる。なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導する。

さらに、錯誤捕獲した個体については、原則として所有及び活用はできないこと、狩猟鳥獣以外にあっては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があること、また、捕獲許可申請に記載された捕獲個体の処理の方法が実際と異なる場合は、法第9条第1項違反となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図る。

#### (8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求める。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲にあっては、上記のような捕獲のデータの収集及び収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図る。

また、必要に応じて捕獲等又は採取等の実施に立ち会う等により、それらが適正に実施されるよう対処するものとする。

#### (9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

ツキノワグマ等、生息数が少なく、保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整するなど適正な捕獲が行われるよう計画的に行う。このような種については、特に鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とした捕獲(以下「有害鳥獣捕獲」という。)と紛らわしい形態を装った不必要な捕獲等の生じることのないように各方面を指導するとともに、地域の関係者の理解の下に、捕獲した個体を被害等が及ぶおそれの少ない地域へ放獣させるなど、生息数の確保に努めることも検討する。

## 2 学術研究を目的とする場合

### (1) 学術研究

研究の目的及び内容

次の1)から4)までのいずれにも該当するものであること。

1)主たる目的が、理学、農学、医学又は薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

2)鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

3)主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

4)研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

許可対象者

理学、農学、医学又は薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者

鳥獣の種類・数

必要最小限の種類又は数（羽、頭、個）

期間

1年以内

区域

必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域（特定猟具を使用する場合）及び規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

方法

次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

1)法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。

2)殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

鳥獣の捕獲等又は採取等後の措置

原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

1)殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

2)個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。

3)電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。

(2) 標識調査（環境省足環を装着する場合）

許可対象者

国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。）

鳥獣の種類・数

原則として、標識調査を主たる業務として実施している者にあつては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者にあつては、同各1,000羽以内、その他の者にあつては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

期間

1年以内

区域

原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。

方法

原則として、網、わな又は手捕とする。

3 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係諸機関との連携の下、実施の期間や被害防除施設の整備等が総合的に推進されるよう努める。

また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努める。

(2) 鳥獣による被害発生予察表の作成

予察表

予察捕獲を実施するに当たっては、各市町有害鳥獣捕獲対策協議会において、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成する。

被害発生予察地図

鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況についての調査に基づき、縮尺20万分の1程度の地図に加害鳥獣の種類ごとに被害発生予察地図を作成する。

予察表に係る方針等

予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行う。

また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をする。さらに、捕獲等又は採取等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにする。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整するなど、予察捕獲の科学的・計画的実施に努める。

また、同時に被害地における被害防止対策の実施状況を点検し、被害防除技術の指導、普及に努める。

(3) 鳥獣の適正管理の実施

方針

農林作物等への被害や、生活環境若しくは生態系への影響又はその恐れのある鳥獣については、農林水産業等とこれらの鳥獣の保護との両立を図るため、効果的な被害防除方法、個体数管理等鳥獣の管理方法を検討し、総合的かつ計画的な対策を実施する。防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

(第13表)

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備 考
ニホンジカ	19～23	「特定鳥獣(ニホンジカ)保護管理計画」に基づき適性な保護管理を行う。 このため、生息状況、生態等の実態把握のための調査を実施する。 また、学識経験者等から構成される「山口県シカ対策検討会」において保護管理対策を検討する。	
ツキノワグマ	19～23	「特定鳥獣(ツキノワグマ)保護管理計画」に基づき適性な保護管理を行う。 このため、生息状況、生態等の実態把握のための調査を実施する。 また、学識経験者等から構成される「西中国山地ツキノワグマ保護管理対策協議会」において保護管理対策を検討する。	
イノシシ	19～23	「特定鳥獣(イノシシ)保護管理計画」に基づき適性な保護管理を行う。 効果的な被害防除対策及び有害鳥獣捕獲対策を検討するため、生息状況、被害の実態調査を実施する。 また、学識経験者等から構成される「山口県イノシシ対策検討会」において総合的な被害防除対策を検討する。	
その他の鳥獣	19～23	効果的な被害防除対策及び有害鳥獣捕獲対策を検討するため、生息状況、被害の実態調査を実施する。 また、学識経験者等から構成される「山口県鳥獣被害防止対策推進協議会」において総合的な被害防除対策を検討する。	

(4) 有害鳥獣の捕獲についての許可基準の設定  
方針

1) 基本的な方針

- ・有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う。
- ・被害が生じることが希である鳥獣、生息数が少ないなど保護の必要性の高い種や地域個体群に係る捕獲許可は、特に慎重に取り扱う。
- ・外来鳥獣による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合にあっては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図る。
- ・有害鳥獣捕獲のための捕獲許可に係る権限を市町長に委譲する場合にあっては、法、規則、本計画及び別に定める要領に基づいて、適切に事務が遂行されるとともに、知事に対する許可事務の執行状況報告が行われるよう助言する。

2) 予察捕獲

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という）は、常時捕獲を行い生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可する。

3) 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させる。また、必要に応じて捕獲の実施に立ち会う等により、それらが適正に実施されるよう対処する。

4) 特定計画に基づく個体数調整との関係

特定計画の対象地域における、特定鳥獣を有害鳥獣として捕獲する場合については、市町における捕獲数を定期的に把握するなどして、特定計画における捕獲目標数等との整合を図る。

許可基準

1) 許可対象者

法人（法第9条第8項に規定する「国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）に対する許可に当たっては、従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする。

また、法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導する。

2) 鳥獣の種類・数

ア 有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。ただし特定鳥獣については、原則として「個体数調整の目的」の捕獲とし、緊急時等のやむを得ない場合のみ有害鳥獣捕獲の対象とすることができることとする。

イ 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次のa又はbに該当する場合のみ対象とする。

a 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

b 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合

ウ 有害鳥獣捕獲対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮するものとする。

エ 狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可については、登録狩猟（法第11条第1項第1号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。）又は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査するなど、適切に対応するものとする。

オ 予察捕獲の許可については、被害発生予察表に基づき計画的に行うよう努めるものとする。

### 3) 区域

- ・被害等が複数の市町にまたがって発生する場合には、被害等の状況に応じ市町を越えて共同して広域的に有害鳥獣捕獲を実施するなど効果的に実施されるよう市町に助言するものとする。
- ・鳥獣保護区又は休猟区における有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施が確保されるように行うものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないように配慮するものとする。特に、集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地の保護区等鳥獣の保護を図ることが特に必要な地域にあっては、捕獲許可について慎重な取扱いをするものとする。また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、被害防除対策及び生息環境の改善等の重点的な実施、休猟区での特定計画に基づく狩猟に関する特例制度の活用及び休猟区等の区域の見直しを検討するものとする。

### 4) 方法

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、中・小型鳥類に限ってその使用を認めるものとする。

なお、鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域及び第12条第1項又は第2項に基づき鉛製銃弾の使用を禁止している区域にあっては、禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しないよう努めるものとする。

さらに、有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を取り、結果として被害等の発生の遠因を生じさせることのないよう指導を行うものとする。

許可基準

(第14表)

許可権者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等	備考
		方法	区域	時期	日数	1人当り駆除羽(頭)数	許可対象者	留意事項		
市町長	キジバト ニウカイヌメ スズメ トビ ウソ カモ類 (狩猟鳥獣)	銃器又は網	被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏を踏まえ、被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とし、その範囲は必要かつ適切な区域とする。	原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期であって、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とする。ただし、被害等の発生が予察される場合、又は鳥類の卵の採取等をする場合等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。	30日以内 (ただし、はこわなを使用した鳥類の捕獲の場合は60日以内)	被害等の防止、軽減の目的を達成するため、必要最小限の羽(頭)とする。	原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者であって、銃器(装薬銃)を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者(空気銃を使用する場合は第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者)、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者	捕獲期間は、原則として狩猟期間中及びその前後の期間を除く。ただし、被害の状況等から特に必要がある場合と認められる場合はこの限りではない。  捕獲対象鳥獣以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間及び鳥獣保護区又は休猟区における捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施が確保されるように行うものとする。  許可を受けた者が使用する捕獲用具(銃器を除く。)には、用具ごとに、住所、氏名・電話番号、許可年月日及び許可番号捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。	カモ類は、水産養殖等 ハト類は、麦・雑穀、水稻等 スズメ類は、水稻等 ヒヨドリは、果樹、野菜類等 カラス類は、果樹、野菜類、水稻等	捕獲方法については法第12条第1項第2号の規定に基づき定められた網(かすみ網)を使用する場合を除く。  水辺域のうち水鳥の鉛中毒を防止するために選定された規制区域においては、鉛散弾は使用できない。
	ヒヨドリ ムクドリ	銃器			60日以内 (ただし、サルを捕獲する場合は90日以内)					
	ドバト カラス類 (狩猟鳥獣)	銃器、網又ははこわな								
	ノウサギ タヌキ キツネ テン イノシシ (イノブタを含む) ノイヌ ノネコ サル シカ(下関市、長門市、美祢市、美東町及び秋芳町に生息する個体に限る)	銃器、網又はわな								

許可権者	鳥獣名	許可基準						被害農林水産物等	備考	
		方法	区域	時期	日数	1人当り駆除羽(頭)数	許可対象者			留意事項
知事	クマその他の鳥獣(上記の市町許可対象鳥獣は除く。また、法第12条第1項第2号の規定に基づき定められた鳥獣を除く。)	銃器、網又はわな(ただし、クマについては、はこわなに限る。)	被害等の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏を踏まえ、被害等の発生地域及びその隣接地等を対象とし、その範囲は必要かつ適切な区域とする。	原則として被害等が生じている時期のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲が実施できる時期に地域の实际情况に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するために必要かつ適切な期間とする。ただし、被害等の発生が予察される場合等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。	鳥類は30日以内(ただし、はこわなを使用した鳥類の捕獲の場合は60日以内)、獣類は60日以内	被害等の防止、軽減の目的を達成するために必要最小限の羽(頭)とする。	原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された者であって、銃器(装薬銃)を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者(空気銃を使用する場合には第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者)、銃器の使用以外の場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者	捕獲期間は、原則として狩猟期間中及びその前後の期間を除く。ただし、被害の状況等から特に必要がある場合と認められる場合はこの限りではない。捕獲対象鳥獣以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間及び鳥獣保護区又は休猟区における捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施が確保されるように行うものとする。許可を受けた者が使用する捕獲用具(銃器を除く。)には、用具ごとに、住所・氏名・電話番号、許可年月日及び許可番号捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。なお、ツキノワグマの有害鳥獣捕獲許可については、集落周辺や農林業等の作業地周辺に頻繁に出没し、人身被害等の危険性が予測される場合、または、人身被害あるいは農林作物被害が生じた場合等に行うものとする。	シカは、造林木、野菜類、果樹等 クマは、果樹等	捕獲方法については法第12条第1項第2号の規定に基づき定められた網又はわな(かすみ網)を使用する場合を除く。  水辺域のうち水鳥の鉛中毒を防止するために選定された規制区域においては、鉛散弾は使用できない。

(5) 有害鳥獣捕獲の適性化のための体制の整備等

方針

有害鳥獣捕獲の実施の適正化及び迅速化を図るため、関係市町及び農林水産業者等関係者に対する有害鳥獣捕獲制度の周知徹底を図るとともに、次に掲げる措置を実施する。

1) 捕獲隊の編成

鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、その地域ごとに、あらかじめ捕獲隊（有害鳥獣捕獲を目的として編成された隊をいう。以下同じ。）を編成するよう当該市町を指導する。その際、捕獲隊員の選定については、技術の優れた者、有害鳥獣捕獲のための出動の可能な者等が隊員として編成されるよう指導する。

また、捕獲隊において指導を行う者の確保に当たっては、鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みの積極的な活用を図る。

なお、当該市町内では捕獲隊の編成が困難な場合等においては、市町の境界を越えた広域の捕獲隊を編成し、その実施者の養成・確保に努めるよう関係市町に助言する。

2) 関係者間の連携強化

被害等の防除対策に関する関係者が連携して円滑に有害鳥獣捕獲を実施するため、県鳥獣行政部局、農林水産行政部局、天然記念物行政部局等の関係部局や森林管理局、地方農政局、環境省地方環境事務所等との間の連携の強化に努めるとともに、関係地域において、市町、森林管理署、農林水産業団体、地域住民等の関係者による連絡協議会等を設置するよう関係市町に助言する。

3) 被害防止体制の充実

被害等が慢性的に発生している地域にあつては、必要に応じて、鳥獣の出現状況の把握・連絡、防護柵等防除技術の普及、追い払い等の被害対策を行う体制の整備、効果的な取組事例の紹介、被害実態等の一般への情報普及によりの確な情報伝達及び効果的な被害防止が図られるよう関係市町に助言する。

捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第15表)

対象鳥獣名	対象地域	備考
シカ	県西部（下関市、長門市、美祢市、美東町、秋芳町）	市町捕獲隊及び広域捕獲隊の編成
イノシシ	県内全域	市町捕獲隊及び広域捕獲隊の編成
その他の鳥獣	被害の発生が予想される県内一円	市町捕獲隊及び広域捕獲隊の編成

指導事項の概要

ア 捕獲隊の編成は、獣類、鳥類に区分して行い、原則として、当該市町に居住している者とし、鳥獣の捕獲方法に十分な技術を有する者、捕獲のための出動が可能な者等を隊員として編成するとともに、各捕獲隊に責任者（隊長、副隊長）を定めて、その指揮の下に従事する。

イ 捕獲隊の編成は、市町において設置された有害鳥獣捕獲対策協議会において協議調整し、編成するものとする。

ウ 有害鳥獣捕獲の実施体制の整備の促進を図るため、捕獲実施者の養成及び確保、関係市町の協議調整による広域捕獲隊の編成等を行うよう関係市町を指導する。

エ 市町は、有害鳥獣捕獲に伴う事故の発生防止については、万全の対策を講じるとともに、捕獲の実施に当たっては、事前に関係地域住民等への周知を図る。

- 4 特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）に基づく数の調整を目的とする場合  
個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、以下の許可基準によるほか、法第7条第1項に基づき知事が作成した特定計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。  
なお、実施に当たっての留意事項は3-(4)-3)に準じるものとする。
- (1) 許可対象者  
原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者、また、銃器の使用以外の方法による場合は網わな猟免許を所持する者であること。  
また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から、実施者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導すること。  
さらに、実施者の数は、必要最小限であること。このほか、被害等の発生状況に応じて、共同又は単独による捕獲等又は採取等の方法が適切に選択されていること。
- (2) 鳥獣の種類・数  
捕獲等又は採取等の数は、特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（頭）であること。
- (3) 期間  
特定計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。  
捕獲等又は採取等の対象以外の鳥獣の保護及び繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮すること。  
狩猟期間中の許可については、狩猟の期間中は一般の狩猟と、また、狩猟期間前後の場合は狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、当該期間における捕獲等又は採取等の必要性を十分に審査するなど、適切に対応すること。
- (4) 区域  
特定計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。
- (5) 方法  
銃器又はわな。  
なお、法第15条第1項に基づく鉛製銃弾を対象とした指定猟法禁止区域及び法第12条第1項又は第2項に基づき実施している鉛製銃弾の使用禁止区域にあっては、禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。  
また、猛禽類の鉛中毒を防止するために、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造・素材の銃弾は使用しないよう努めること。

5 その他特別の事由の場合

(第16表)

捕獲の目的	許可権者	許可基準					備考
		許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法	
(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	知事	国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む。)	必要と認められる種類及び数(羽、頭、個)	1年以内	申請者の職務上必要な区域とする。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	鳥獣の種類は、法第9条第1項第2号の規定に基づき定められた鳥獣を除く。捕獲方法は、法第9条第1項第3号の規定に基づき定められた網又はわな(かすみ網)を使用する場合を除く。許可を受けた者が使用する捕獲用具(銃器を除く。)には、用具ごとに、住所、氏名・電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。
(2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的		国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員(出先の機関の職員を含む。)、鳥獣保護員、その他特に必要と認められる者			必要と認められる区域とする。		
(3) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的		博物館、動物園等の公共施設等の飼育・研究者又はこれらの者から委託を受けた者	必要最小限の種類及び数(羽、頭、個)	6ヶ月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。		

捕獲の目的	許可権者	許可基準					備考
		許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域	方法	
(4) 愛がんのための飼養の目的	市町長	自ら飼養しようとする者(当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ5年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛がん飼養のための捕獲許可を受けた場合に限る。)又はこれらの者から依頼を受けた者	メジロに限る。数は1世帯1羽とする。	1ヶ月以内(繁殖期間を除く)	原則として、住所地と同市町内の区域(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。)	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等適正な使用が確保されると認められる場合は、この限りでない。	鳥獣の種類は、法第9条第1項第2号の規定に基づき定められた鳥獣を除く。捕獲方法は、法第9条第1項第3号の規定に基づき定められた網又はわな(かすみ網)を使用する場合を除く。許可を受けた者が使用する捕獲用具(銃器を除く。)には、用具ごとに、住所、氏名・電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。
(5) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止	知事	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者	人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数(羽、個)とし、放鳥を目的とする場合は対象放鳥地の個体とする。	6ヶ月以内	原則として、住所地と同県内の区域(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。)。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	網、わな又は手捕	

捕獲の目的	許可権者	許可基準				備考	
		許可対象者	鳥獣の種類・数	期間	区域		方法
(6) 鵜飼漁業への利用	知事	鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限	6ヶ月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	鳥獣の種類は、法第9条第1項第2号の規定に基づき定められた鳥獣を除く。捕獲方法は、法第9条第1項第3号の規定に基づき定められた網又はわな(かすみ網)を使用する場合を除く。許可を受けた者が使用する捕獲用具(銃器を除く。)には、用具ごとに、住所、氏名・電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。
(7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的		祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為(いずれも、現在ままで継続的に実施されてきたものに限る)の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者(登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。)	必要最小限。捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣とする。(致死させる事によらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。)	30日以内		原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	

(8) 前各号に掲げるもののほか、鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うものとする。

## 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

### 1 特定猟具使用禁止区域の指定

#### (1) 方針

特定猟具使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、以下の区域を特定猟具使用禁止区域に指定するよう努めるものとする。

銃猟に伴う危険を予防するための地区

銃猟による事故が頻発している地区、学校の所在する地区、病院の近傍、農林水産業上の利用が恒常的に行われることにより人の所在する可能性が高い場所、レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、公道、都市計画法第4条第6項の都市計画施設である公共空地等、市街地、人家が密集している場所及び衆人群衆の集まる場所が相当程度の広がりをもって集中している場所、その他銃猟による事故発生のおそれのある区域

静穏を保持するための地区

法第9条第3項第4号に規定する指定区域(社寺境内及び墓地)

わな猟に伴う危険を予防するための地区

学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第17表)

		既設特定 猟具禁止 区域(A)		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域					
				19年 度	20年 度	21年 度	22年 度	23年 度	計(B)	19年 度	20年 度	21年 度	22年 度	23年 度	計(C)
銃猟に伴う 危険を予防 するための 区域	箇所	61	箇所	1					1		1				1
	面積	ha 78,431	変動 面積	ha 5					ha 5		ha 1,500				ha 1,500

		本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に廃止または期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期間中の 増減 (減: )*	計画終了 時の特定 猟具禁止 区域**	
		19年 度	20年 度	21年 度	22年 度	23年 度	計(D)	19年 度	20年 度	21年 度	22年 度	23年 度	計(E)			
銃猟に伴う 危険を予防 するための 区域	箇所														1	62
	面積														ha 1,505	ha 79,936

\* 箇所数については(B) - (E)  
面積については(B) + (C) - (D) - (E)

\*\* 箇所数については(A) + (B) - (E)  
面積については(A) + (B) + (C) - (D) - (E)

## (3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第18表)(面積:ha、期間:年)

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称(特定猟具名)	指定面積	指定期間	備 考
平成19年度	周南市大字中須南 一帯	中須南特定猟具禁止区域(銃器)	323	1 0	再指定
	光市島田 "	光島田川 "	265	"	"
	光市室積岩屋 "	室 積 "	85	"	"
	山口市佐山由良 "	佐 山 "	206	"	"
	山陽小野田市大字山野井・山川 "	厚狭中央 "	246	"	"
	美祢市大嶺町 地内	化石採集場 "	5	"	新 規
	美東町大字赤 一帯	八幡池・大堤 "	7	"	再指定
	秋芳町大字秋吉・岩永本郷・岩永下 "	山口秋吉台公園自転車道 "	224	"	"
	長門市日置上 "	成 瓜 "	280	"	"
	計	9 箇 所	1,641		
平成20年度	岩国市玖珂町久門給・瀬田下・周東町上久原・下久原 "	島田川・笹見川合流地域 "	126	1 0	再指定
	岩国市周東町用田 "	周東町いこいの森 "	53	"	"
	下松市大字下谷 "	米川赤谷 "	200	1 0	"
	山陽小野田市大字郡 "	厚狭南 "	148	"	"
	下関市及び周防灘、関門海峡 "	下 関 "	13,250	"	区域拡大
	萩市大字江崎字江津 "	江 津 "	61	"	再指定
	萩市大字下田万字松崎・湊 "	田万川 "	65	"	"
	計	7 箇 所	13,903		

年 度	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称(特定猟具名)	指定面積	指定期間	備 考
平成21年度	山口市嘉川・佐山・秋穂二島・阿知須きらら浜・阿知須岩倉 "	山口市南部・阿知須きらら浜 "	1,665	1 0	再指定
	計	1 箇 所	1,665		
平成22年度	岩国市周東町用田 "	島田川 "	16	1 0	再指定
	美祢市伊佐町 "	内川堤 "	2	"	"
	計	2 箇 所	18		
平成23年度	田布施町・平生町沖合 "	平生湾 "	590	1 0	再指定
	下松市大字瀬戸 "	大藤谷 "	373	"	"
	下関市菊川町大字上岡枝 "	六 部 "	33	"	"
	阿武町大字福田上 "	長沢池 "	10	"	"
	計	4 箇 所	1,006		
合 計		2 3 箇 所	18,233		

## 2 特定猟具使用制限区域

### (1) 方針

法第35条第1項に規定する特定猟具の使用制限区域は、特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具の使用を制限することが必要な区域について指定することができるが、とりわけ、休猟区解除後の区域については、狩猟者の集中的入猟が予想されるので、人身や財産に対する危険防止の観点から、必要に応じ、当該区域を特定猟具使用制限区域に指定するように努める。

### 3 猟区設定のための指導

#### (1) 方針

第8次鳥獣保護事業計画期間中に再設定された5ヶ所の猟区の再設定を行う。

また、周防大島町の合併に伴い、旧町で管理していた各猟区（周防大島町東和猟区、橘猟区、久賀猟区、大島猟区）を統合する。

設定者に対し安全狩猟及び適性な鳥獣の管理運営の指導を行う。

#### (2) 設定指導の方法

狩猟鳥獣の生息数を確保しつつ安全な狩猟の実施を図る観点から、猟区の整備拡大を図るため、設定の認可に当たっては次の点を十分考慮するものとする。

狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体からの協力を得ているなど、管理運営に必要な技術と能力を有する場合に設定を認めるものとする。

会員制等特定の者のみが利用するような形態をとらず、管轄する県の狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。

隣接地で保護されている鳥獣資源に過度に依存することを予定とした地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。

(19表)

猟区所在地	猟区名称	設定面積	設定期間	備考
大島郡周防大島町	周防大島猟区	13,778 ha	平成19年11月1日～平成29年10月31日	周防大島町東和猟区、橘猟区、久賀猟区、大島猟区を統合
柳井市平郡島	平郡猟区	1,786	平成23年11月1日～平成33年10月31日	
	計	15,564		

## 第六 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項

### 1 特定鳥獣保護管理計画の作成に関する方針

特定計画は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護管理事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、地域個体群の長期にわたる安定的な保護を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成する。

また、対象鳥獣の生息区域が県境を跨ぐ場合は、関係各県と連携し、共通の目標を定め、統一的な管理を行う。

(第20表)

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成18年度	個体群の維持 農林業被害の防止	ニホンジカ	19～23	県西部(下関市、長門市、 美祢市、美東町、秋芳町)	
平成18年度	個体群の維持 農林業及び人身被害の防止	ツキノワグマ	19～23	県内全域	
平成18年度	個体群の維持 農林業被害の防止	イノシシ	19～23	県内全域	

## 第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

### 1 基本方針

科学的知見に基づいた鳥獣の保護管理を推進するために、調査研究体制の整備を図るとともに、研究機関や研究者及び必要に応じて近隣県との連携等により、効果的な情報収集を図るものとする。また、調査による生息分布情報により鳥獣生息分布図を作成し、情報集積を図る。

各種調査の実施に当たっては、情報を5キロメートルメッシュ又は1キロメートルメッシュ（国土標準3次メッシュ）を単位として収集することにより、生息分布情報の標準化を図る。

### 2 鳥獣保護対策調査

#### 方針

県内に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するため、以下の調査を必要に応じ実施する。

なお、情報の集積が少ない鳥獣については、それらの種の生息状況等に応じて適切な調査を実施する。実施に当たっては、被害対策調査の結果を活用するなど、関係機関との連携を図りつつ、既存の情報の収集を図る。

#### (1) 鳥獣生息分布調査

県内に生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況及び出現の季節等とともに、必要に応じて、鳥獣の生態を調査する。

また、本調査は継続的に実施し、分布動向の変化を常に把握するよう努める。

#### (2) 希少鳥獣等保護調査

希少鳥獣又はこれに準ずる鳥獣等の分布、生息数、生息環境、生態等を調査する。

また、生息環境の変化、生息数の増減の傾向及びその原因を把握し、保護対策を検討する。

(第21表)

対象鳥獣名	調査方法・内容	調査地域	調査時期
鳥 獣 一 般	県内に生息する鳥獣の種類、分布、出現の時期を明らかにするため、既存資料の活用、アンケート調査、聞き込み調査、現地調査等により実施する。	県内全域	通年
ニホンジカ	現地調査、聞き込み調査、捕獲報告の活用や捕獲努力量調査により、生息密度、個体数の現状、生息環境等を把握するとともに、妊娠率、年齢構成等を把握するための調査を実施し、個体群の適正な管理方法を検討する。	県西部	通年
ツキノワグマ	「特定鳥獣（ツキノワグマ）保護管理計画」に基づき、継続的なモニタリング調査等により個体群の状況を把握し、西中国山地ツキノワグマ保護管理対策協議会において、保護管理対策を検討する。	県東部・北部	通年
希 少 鳥 獣	希少な鳥獣の中から、種を選定し、現地調査等により、分布現況、繁殖、生息環境、生態等を調査し、野生生物保全対策検討委員会において、保護方針等を検討する。	県内全域	通年

(3) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

県内に所在するこれらの鳥類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするため、種別の生息数や生態を調査する。

本調査は、毎年1月中旬の、別に定める日に実施する全国的な一斉調査を基本として行う。

なお、短期間に広域にわたり調査を行う必要があるため、調査員の能力の向上に努めるとともに、熟練したボランティアを活用する等により、調査精度の向上に努める。

(第22表)

対象地域名	調査方法・内容	備考
県内全域の主な河川及び湖沼等	鳥獣保護員及び野鳥保護団体会員等ボランティアの協力により、県下一斉に現地調査し渡来数を把握する。 調査方法：定点カウント法	

(4) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

鳥獣保護区の指定及び管理等を適正に行うため、既に指定されている鳥獣保護区等又は新規指定の候補地となる地域において鳥獣の生息状況、生息環境及び被害等の調査を行う。

なお、被害等の状況等の調査に当たっては関係部局の協力を得て行う。

また、鳥獣保護区の指定効果を把握するための調査を行う。

(第23表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の種類・方法	備考
(指定調査) 蓋井島鳥獣保護区	20	繁殖期、渡り期、越冬期等年間を通じて鳥獣の生息状況を把握する。 調査方法：定点カウント法、ライトセンサス法	
(指定効果測定調査) 根笠鳥獣保護区	19		
千坊大峯鳥獣保護区	19		
羅漢山鳥獣保護区	20		
霜降山鳥獣保護区	20		
峨嵋山鳥獣保護区	20		
鴻ノ峯鳥獣保護区	21		
深坂鳥獣保護区	21		
牛島鳥獣保護区	21		
江汐鳥獣保護区	22		

### 3 狩猟対策調査

#### 方針

狩猟の適正化を推進するための以下の調査を必要に応じ実施する。

#### (1) 狩猟鳥獣生息調査

主要な狩猟鳥獣の生息状況、生息環境の変化及び捕獲等の状況を調査する。特に生息数の減少が著しいものについては、その生息数や生息密度を含めて重点的に調査を行う。

(第24表)

対象鳥獣名	調査内容、調査方法	備考
キジ	調査内容：捕獲状況、生息状況の把握 調査方法：アンケート調査、聞き取り調査	
ヤマドリ	調査内容：捕獲状況、生息状況の把握 調査方法：アンケート調査、聞き取り調査	

#### (2) 放鳥効果測定調査

調査は、標識を付して放鳥した個体の捕獲によって回収される標識から、放鳥した地域での定着割合や年齢を明らかにする。

(第25表)

対象種類	放鳥数	標識		調査方法	備考
		標識の種類	装着数		
キジ	13,000	足環	13,000	狩猟者から足環の回収報告	
ヤマドリ	1,750	足環	1,750	狩猟者から足環の回収報告	

#### (3) 狩猟実態調査

狩猟者の一狩猟期間における出猟日数、狩猟鳥獣の増減傾向に関する狩猟者の意識、狩猟可能区域への狩猟者の立入り頻度等、狩猟の実態を明らかにする。

(第26表)

対象種類	調査内容、調査方法	備考
全ての狩猟鳥獣	調査内容：生息分布状況、狩猟日数、捕獲場所、捕獲鳥獣の数量等の把握 調査方法：狩猟鳥獣捕獲報告、アンケート調査等	

#### 4 有害鳥獣対策調査

##### (1) 方針

農林作物等に被害を及ぼす鳥獣の防除方法の確立に資するため、主要な有害鳥獣の生態等の調査を必要に応じ実施し、被害発生との関連を明らかにする。

なお、被害状況については、地方公共団体等の関係部局の協力を得つつ鳥獣保護員においてもその把握に努める。

##### (2) 調査の概要

(第24表)

対象鳥獣名	調査内容、調査方法	備考
タヌキ ヒヨドリ サル ドバト・カラス イノシシ	被害の発生状況、生息分布状況、食性・繁殖状況等を把握する。 調査方法：現地調査、アンケート調査等	

第八 鳥獣保護事業に関する啓発に関する事項

1 鳥獣保護思想の普及

(1) 方針

広く多くの県民に鳥獣保護思想の普及啓発を図るため、愛鳥週間(5月10日～16日)を中心に各種行事を実施するほか、マス・メディア等を利用した普及啓発活動を展開して行く。

(2) 事業の年間計画

(第28表)

事業内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
愛鳥ポスターの募集	←					→							
愛鳥ポスターの展示		←→											
探鳥会の開催		←→											
傷病鳥獣救護事業	←												→
図書・フィルム等の貸出	←												→
給餌木の植栽等		←→											
クマ・シカのパンフレット、看板設置	←												→

(3) 愛鳥週間行事等の計画

(第29表)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
愛鳥週間行事	新緑と野鳥をたずねる会 愛鳥週間ポスター原画展 自然観察会	新緑と野鳥をたずねる会 愛鳥週間ポスター原画展 自然観察会	新緑と野鳥をたずねる会 愛鳥週間ポスター原画展 自然観察会	新緑と野鳥をたずねる会 愛鳥週間ポスター原画展 自然観察会	新緑と野鳥をたずねる会 愛鳥週間ポスター原画展 自然観察会

2 野鳥の森等の整備

県民が親しく野生鳥獣に接する喜びを体得することができるよう、「愛鳥林」や「自然観察公園」の利活用を図る。

特に、「山口県立きらら浜自然観察公園」においては、広く県民や青少年を対象とした自然解説指導や野鳥観察会や学習会を定期的開催するなど自然とのふれあいや体験のできる場として広く活用を図る。

(第30表)

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
愛鳥林	昭和48年	山口市徳地	3 <sup>h</sup> 1 <sup>a</sup>	大原湖鳥獣保護区愛鳥林	観察広場、観察路	観察会等開催	
自然観察公園	平成13年	山口市阿知須	30	山口県立きらら浜自然観察公園	ビジターセンター、観察舎 観察路、汽水池、淡水池、樹林帯	自然解説指導 観察会等開催	

### 3 愛鳥モデル校の指定

(1) 方針

鳥獣保護思想の普及の一環として、県教育委員会と協議して、愛鳥モデル校を期間を定めて指定する。

愛鳥モデル校は、小・中学校を対象に地域的なバランスを考慮して指定するものとするほか、必要に応じ、高等学校その他の学校についても指定する。

(2) 指定期間

3か年

(3) 愛鳥モデル校に対する指導内容

愛鳥モデル校の指定に際しては、鳥獣に関する図書、スライド等愛鳥活動に必要な資機材の供与をするとともに、鳥獣の生態、観察方法及び巣箱の作り方等については、鳥獣保護員等が指導助言を行う。

(4) 指定計画

(第31表)

区 分	平成19年度			平成20年度			平成21年度			平成22年度			平成23年度										
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計								
小学校	4	6	1	4	7	1	4	8	4	8	1	4	9	4	9	1	5	0	5	0	1	5	1
中学校			1	1	1	1	2	2	1	3	3	1	4	4	1	5							
その他の学校																							

### 4 安易な餌付けの防止

(1) 方針

安易な餌付け行為や、生ゴミや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置など、結果として餌付けとなる行為の防止を図るため、広報誌、ポスター、パンフレット等により、安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響やその防止の徹底について普及啓発を行う。

(2) 年間計画

(第32表)

重点項目	実 施 時 期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
安易な餌付けの防止	←												→	県広報誌、市町広報誌、パンフレット等により啓発する。	県 民

### 5 法令の普及徹底

(1) 方針

鳥獣に関する法令のうち、法第8条等の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の規制の制度（法第12条第1項に基づくかすみ網の使用、法第16条に基づく捕獲目的の所持及び販売等の規制並びに法第12条第1項に基づくとりもち等の使用規制を含む。）、法第13条第1項に基づき捕獲等に許可を要しない鳥獣、鳥獣飼養登録制度、指定猟法禁止区域、法第18条に基づく捕獲物又は採取物の放置の禁止に関する事項、法第26条に基づく鳥獣等の輸入等の規制、法第35条に基づく特定猟具使用禁止区域等、法第80条第1項に

基づく本法の適用除外等特に県民に関係ある事項あるいは法改正により追加、変更された事項については、広報誌、ポスター、パンフレット等により、その周知徹底を図る。

(2) 年間計画

(第33表)

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
鳥獣捕獲規制								←	→					県広報誌、市町広報誌、パンフレット等により啓発する。 狩猟講習会、狩猟者登録の機会に法令、安全狩猟を啓発する。	県民  狩猟者
飼養許可制度	←	→										←	→		
狩猟制度			←	→				←	→						
鳥獣保護区等の制度				←	→										

第九 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政担当職員の配置は、鳥獣保護事業計画の内容、鳥獣の生息状況及び狩猟者登録を受けた者の数等を勘案して行い、鳥獣保護事業の実施に支障のないようにする。

なお、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修（司法警察員としての研修を含む。）を行い、専門的知識の向上を図るものとする。特に、特定計画の作成及び実施等の鳥獣保護管理を担当する職員については、特定計画の作成及び実施に必要な専門的知識について習得を図るとともに、市町の担当職員の資質向上への支援を図るものとし、その際には鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みの活用を検討するものとする。

また、地方検察庁、警察当局的等の協力を得ながら、司法警察員の制度を活用しつつ効果的な取締りを行うものとする。

(2) 設置計画

(第34表)

区 分	現 況			計 画 終 了 時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本 庁 (環境生活部自然保護課)	2人	1人	3人	2人	1人	3人	鳥獣行政全般
出 先 (森林部森林保全課環境班)							1 狩猟免状(更新)を交付すること 2 狩猟者登録をすること 3 有害鳥獣に関すること 4 その他
岩 国(田布施)農林事務所		2	2		2	2	
周 南		2	2		2	2	
山 口		2	2		2	2	
美 祢		2	2		2	2	
下 関(長 門)		2	2		2	2	
萩		2	2		2	2	
計	2	13	15	2	13	15	

(3) 研修計画

(第35表)

名 称	主 催	時 期	回数 / 年	規 模	人数	内 容 ・ 目 的	備 考
司法警察員研修	県	9 ~ 10月	1 / 1	全 県	23	県鳥獣行政担当職員の司法警察員としての資質の向上	
出先担当者研修	県	4 ~ 6月	1 / 1	全 県	23	鳥獣行政担当者としての資質の	
市町担当者研修	県	4 ~ 6月	1 / 1	全 県	22	向上	

2 鳥獣保護員

(1) 方針

ア 鳥獣保護員の総数は、効率的、効果的な活動の必要性を踏まえ、地域でのきめ細かな活動が可能となる数を目標とし、その配置については、鳥獣保護区の数、狩猟者登録を受けた者の数、取締りの実施状況、鳥獣保護思想の普及の現況等を勘案して行う。

イ 鳥獣保護員は、一定地域ごとにその職務を担当させることを原則とするが、必要に応じ鳥獣生息状況調査、鳥獣保護思想の普及啓発等に関する専門的識見に基づいて、広い地域について担当させる。

ウ 鳥獣保護員の資質向上のため、計画的に研修を行い、必要な知識を習得させる。

(2) 設置計画

(第36表)

基準設置数 (A)	平成18年度末		年度計画						
	人員(B)	充足率(B/A)	平成19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計(C)	充足率(C/A)
人 46	人 56	% 119	人 10	人 -	人 -	人 -	人 -	人 46	% 100

(3) 年間活動計画

(第37表)

活動内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
狩猟指導取締り 有害鳥獣捕獲の指導 鳥獣保護区等の管理 鳥獣に関する諸調査 鳥獣保護思想の普及啓蒙 農林水産業被害防除並びに鳥 獣保護管理に関する助言・指導 その他の事業													月2回巡視する。

(4) 研修計画

(第38表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護員研修	県	4～12月	2 / 1	事務所単位	46	鳥獣保護員としての資質向上のため、必要な知識を習得させる。	

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

鳥獣の保護管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発生状況も踏まえた、有害鳥獣捕獲や個体数調整の適正かつ効果的な実施及び地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護管理の担い手となる人材の育成及び確保に努める。

その一環として、鳥獣の保護管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体数管理のための捕獲等又は採取等などの活動を鳥獣などの生態を踏まえて実施することのできる狩猟者の確保及び育成が図られるよう研修などに努める。

また、鳥獣保護管理の担い手及び鳥獣の保護管理に関し専門的知見を持つ狩猟者の確保及び育成を図るため、鳥獣保護管理に関する専門的な人材確保等の仕組みを積極的に活用する。

(2) 研修計画

(第39表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
狩猟者講習会 狩猟者講習会	県 県猟友会	6～7月 7～9月	6 / 1 3 / 1	ブロック 全県	50 100	狩猟者を対象とした法令、技能等の講習により、狩猟者の資質向上と確保を図る。	

(3) 狩猟者の確保対策

狩猟者の減少及び高齢化が進んでおり、有害鳥獣捕獲や個体数調整の実施が困難になることが想定されるため、県猟友会等の協力を得て、狩猟者の確保のための対策を検討する。



## 第十 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項

### 1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

山口県では、地域的に絶滅のおそれのある鳥獣が存在している一方で、イノシシ等の大型哺乳類の生息分布が拡大増加傾向にあり、鳥獣による農林業等への被害が依然として深刻な状況にある。

また、絶滅のおそれのある地域個体群として位置づけられていながら、特定地域で増えすぎた結果、有害鳥獣として扱われている例もあり、野生鳥獣を取り巻く現状は複雑な状況にある。

このような状況の中で、特に保護対策や農林業被害対策が求められている獣類3種（ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ）については、特定計画を作成し、保護管理を進めており、農林業被害の軽減等一定の効果が見られるものの、対象獣類の繁殖能力に頭数調整が追いつかないなど、十分な成果が見られない状況である。

このため、個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策について適切な目標設定の下で関係機関等が連携し、総合的な対策を実施することが必要である。

とりわけ被害防除対策については、農林業者自身の取り組みが重要であり、市町等、地域ごとの取組の強化が課題となっている。

さらに、適切な鳥獣保護管理を推進していくためには、専門的な知識、技術、経験を有する人材の育成及び確保が課題となっている。

### 2 鳥獣の区分と保護管理の考え方

#### (1) 希少鳥獣

山口県版レッドデータブックに記載されている鳥獣にあつては、必要に応じ、生息状況や生息環境の把握に努め、種及び地域個体群の存続を図るものとする。

#### (2) 狩猟鳥獣

狩猟鳥獣の適切な保護管理のため、関係行政機関等からの情報収集及び関連する調査等を通じ、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況の把握に努め、休猟区や捕獲等の制限等の制度を活用し、持続的な利用が可能となるよう保護管理を図るものとする。

#### (3) 外来鳥獣

県内に本来生息地を有しておらず、人為的に外部から導入され、生態系等に係る被害が生じている鳥獣については、必要に応じ、生息状況、農林水産業への被害及び生態系等への影響について把握に努め、狩猟による捕獲等及び有害鳥獣捕獲を推進し、被害の防止を図るものとする。

#### (4) 一般鳥獣

対象種は、希少鳥獣、狩猟鳥獣、外来鳥獣以外の鳥獣とする。

保護管理の考え方

一般鳥獣の適切な保護管理のため、分布動向、地域個体群の極端な増加又は減少、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の発生状況などを踏まえ、必要に応じ、希少鳥獣及び狩猟鳥獣の保護管理に準じた対策を講じるものとする。

### 3 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟の場の設定や狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を必要に応じて実施するものとする。

また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、弾力的に行うものとする。

#### 4 指定猟法禁止区域

##### (1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって、環境大臣の指定する区域以外について指定する。

特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等の現状を把握・分析し、関係機関及び土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

なお、現在、法第12条第2項に基づき実施している鉛製銃弾の使用禁止区域にあっては、現行規制の評価を行いつつ、順次、指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。

##### (2) 指定計画

###### 全体計画

(第42表)

年度	指定猟法の種類	箇所数	面積	備考
平成19年度	くくりわな架設禁止	1	107,380ha	
平成21年度	くくりわな架設禁止	1	7,832	

###### 個別計画

(第43表)

年度	指定猟法の種類	区域名称	面積	存続期間	備考
平成19年度	くくりわな架設禁止	下関市、長門市の全域	107,380ha	平成19年11月1日～平成24年3月31日	
平成21年度	くくりわな架設禁止	西中国山地国定公園の区域及び羅漢山県立自然公園の区域	7,832	平成21年11月1日～平成26年10月31日	

###### 法第12条第2項に基づき指定する鉛製散弾使用禁止区域

(第44表)

区域名	面積	指定年次	指定猟法禁止区域への移行	備考
周南市向道湖	85ha	平成12年11月1日～永年		

## 5 鳥類の飼養の適正化

### (1) 方針

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることに鑑み、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。  
また、平成12年度より、愛がんとして飼養できる野生鳥類の飼養許可権限が県から市町に委譲されたため、市町と連携して適正な飼養が行なわれるよう指導に努める。

### (2) 飼養適正化のための指導内容

ア 登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し、確認した上で行うこと。

イ 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されているなどの長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。

ウ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うこと。

エ 愛がん飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより、1人が多数の飼養をする等不正な飼養が行われないようにすること。  
また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適正な管理に努めること。

オ 飼養できる鳥類はメジロのみとし、一世帯に1羽とすること。

## 6 販売禁止鳥獣等

### (1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の、のいずれにも該当する場合に許可するものとする。

販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること

捕獲したヤマドリのお土産品としての販売など、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのないこと

### (2) 許可の条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）などとする。

## 7 傷病鳥獣救護の基本的な対応

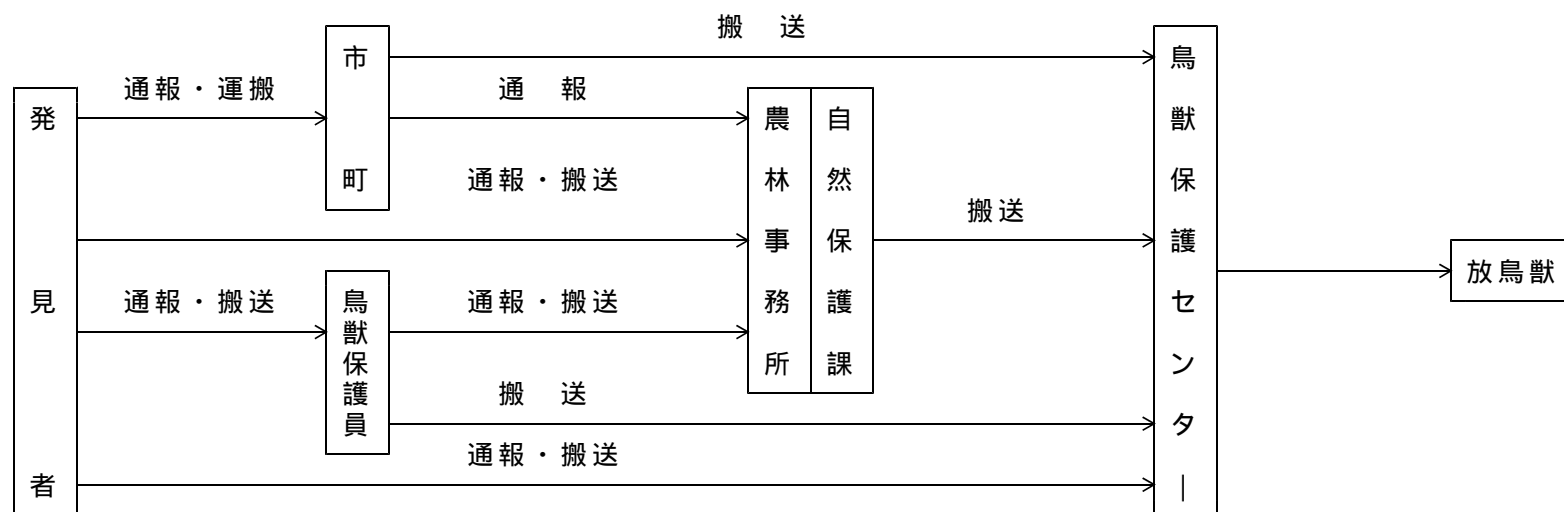
### (1) 傷病鳥獣の保護体制

鳥獣保護思想の普及啓発及び野生鳥獣の保護を推進するため、県内3ヶ所の鳥獣保護センター（周南市立德山動物園、宇部市常盤遊園、山口県動物愛護センター）を傷病鳥獣の保護収容施設として整備する。

油汚染事件など一時に多数の救護を要する水鳥が発生した場合や保護繁殖が特に必要と認められる種の保護には、地元獣医師会、動物園、野鳥保護団体等と相互に連携し、保護体制の整備を図る。

また、雛及び出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して保護収容を行うことのないよう、県民への啓発を図る。

## 傷病鳥獣の保護体制



### (2) 救護個体の取扱い

基本的に狩猟鳥獣及び農林水産業等への被害等の原因となるおそれのある鳥獣については、救護の対象としない。ただし、教育的観点等から、特に救護が必要と判断される場合はこの限りではない。

希少鳥獣については、保護増殖に資するデータを収集するとともに、野生復帰が可能な個体については、治療及びリハビリテーションを行う。野生復帰が不可能な個体については、繁殖、研究若しくは教育のための活用又は終生飼養の検討を行う。これらの対処が困難な場合には、専門家等の意見も参考に、できる限り苦痛を与えない方法での致死を検討する。

外来生物法に基づく特定外来生物に該当する鳥獣については、県内では野生化した状態での生息が確認されていないため、基本的に野生生物としての取扱いは行わない。

8 人獣共通感染症への対応

県民からの死亡野鳥の通報・相談等やウイルス検査の円滑かつ迅速な実施に対応するため、関係部局、市町と連携し、県民からの相談窓口を設置するとともに、各家畜保健衛生所・動物愛護センターにおいては、死亡野鳥を検査し、県民の安心安全に努める。

高病原性鳥インフルエンザに係る死亡野鳥の検査体制（山口県高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル別冊）

